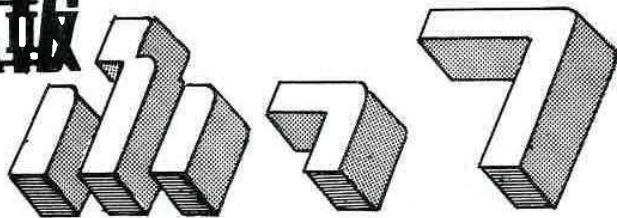


# 広報



## 市の人口

(1月1日現在)		(前月比)
世帯	15,427	(-65)
人口	56,405	(-24)
男	28,177	(-34)
女	28,228	(+10)

昭和62年2月6日 第178号

編集発行 富津市役所秘書課 〒299-16 千葉県富津市湊260 電話 (0439) 67-0511



## 確定申告の季節です。申告はお早めに!

2月16日から3月16日までは所得税の確定申告提出期間です。申告はお早めに済ませましょう。  
確定申告について、税務署・君津支庁・税理士・青色申告会および市の職員が相談・申告書の受け付けをします。日程は次のとおりです。ぜひご利用ください。

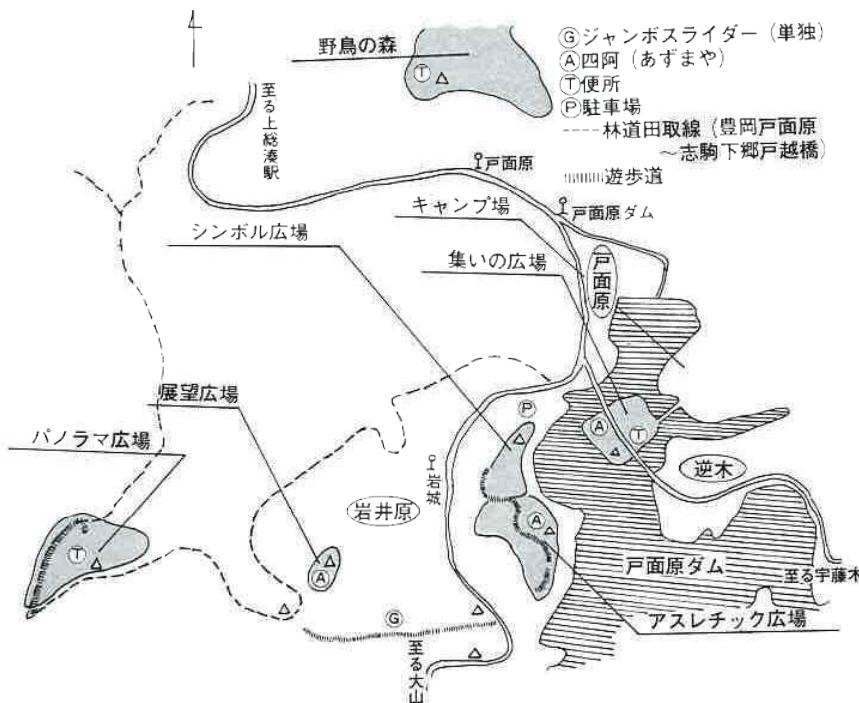
2/20(金)	市役所3階会議室	2/27(金)	中央公民館	3/6(金)	富津公民館	各会場とも 9時～ 16時まで
---------	----------	---------	-------	--------	-------	--------------------

◎納税証明書の交付請求は、3月に入りますと所得税の確定申告書と贈与税の申告で税務署が大変混雑いたしますので、納税証明書の即日発行ができない場合があります。なるべく2月中か4月以降に請求されるようお願いします。

なお、61年分所得税の納税証明書の交付を請求される場合は、税務署収受印が押されている「申告書控」と納付済の「領收証書」を持参してください。

# 2月号

# ふれる水辺の森をめざして 市民の森にいよいよ着工—



## —市民の森計画全体図—

の二つの性格の異なる森と、湖面と一体となつた森を設け、水辺部は水辺の森として湖面と森を設けます。又、計画区域の人口になる戸面原ダムを中心とする一體は、主要施設を集中させ、管理的機能も加えたエンターランスゾーンとして計画されてい

この春、完成を目指して工事が進められている桜の森ゾーンの展望台と遊具については、パノラマ広場と呼ばれ、みやこ祭りをする・やすむの三つの機能をもつて、分けて計画されています。

みる・する・やすむの  
三つの機能で計画

晴れた日には東京湾が一望  
できる二五六〇度パノラマの景  
観の広場と、春には花見がで  
きるようすに広場周辺には、山  
桜を植えます。

富津市民の森は、第九回全国育樹祭の記念事業の一つとして豊岡戸面原ダム周辺に、約三億円の事業費をかけて五ヵ年計画で約五〇ヘクタールの面積の森林を整備するもので、自然保護と市民のレクリエーションの場・健康増進の場として、展望台、遊具、キャンプ場、野鳥観察施設、木材工芸館、遊歩道などが造られる予定です。初年の昭和六十一年度は展望台、遊具などが五頭郷の訶留都智神社周辺に造られる計画で、昨年十二月二十三日に同所で、その起工式が行われました。

この富津市民の森には、木の香あふれる水辺の森を目指し、富津市民のレクリエーションの処点として観光の新名所として、多くの期待がかけられています。

富津市民の森は、自然と施設が常にミックスした形の自然中心型と利用中心型の中間的な存在。つまり、都市公園と自然公園の中間に位置づけられる公園林として計画されています。計画区域は、桜の



起工式でくわ入れをする黒坂市長

戸山原ダムの湖岸沿いに、宿泊、學習、觀賞、研修等の多面的なレクリエーションニーズに対応した施設の配置を行ひ、周遊ルートで結びつけます。又、エンターテインメントグリーンには、管理機能を強化させ管理棟を設けて、特に當時管理が必要な施設等を集約するとともに、シンボル広場を設けます。

水辺の森・  
エントラス  
ゾーン

四百六十一





## 幸せ運ぶ初便り

## —元旦配達出発式—

元旦の朝、青嶋郵便局では恒例の元旦配達出發式を市の平野助役を来賓に迎えて盛大に行いました。

平野助役・郵便局長の手によりテープカット

が華やかに行わ

れ(写真)、山と積まれた約18万9千通の初便りは、職員や学生アルバイトの手によつて約4千世帯の家庭にくばられました。

事業所得等のある方へ

事業所得・不動産所得および山林所得(事業所得等)のある業務を行う人(青色申告者を除く)は、確定申告書の提出や帳簿の記録等について次のことに注意してください。

・収支内訳書の添付

・総収入金額報告書の提出

・確定申告書を提出しない場合でも総収入金額が5千円を超える人は、申告期限までに「総収入金額報告書」を提出してください。

・帳簿の記帳と書類の保存

(1)記帳制度

①昭和59年分の確定申告書等による事業所得等の合計額が300万円を超える人は、

(2)記録保存制度

昭和62年2月6日現在の状況で判定します。

## 税のメモ

平野助役・郵便局長の手によりテープカットが華やかに行われ(写真)、山と積まれた約18万9千通の初便りは、職員や学生アルバイトの手によつて約4千世帯の家庭にくばられました。

事業所得等のある方へ

事業所得・不動産所得および山林所得(事業所得等)のある業務を行う人(青色申告者を除く)は、確定申告書の提出や帳簿の記録等について次のことに注意してください。

・収支内訳書の添付

・総収入金額報告書の提出

・確定申告書を提出しない場合でも総収入金額が5千円を超える人は、申告期限までに「総収入金額報告書」を提出してください。

・帳簿の記帳と書類の保存

(1)記帳制度

①昭和59年分の確定申告書等による事業所得等の合計額が300万円を超える人は、

(2)記録保存制度



上記(1)の①または②のいずれかに当たる人は、昭和61年中に事業所得等の業務に関するして作成し受領した帳簿と書類を整理したうえ5年間保存していただくことになります。

①昭和60年12月31日までに、未満の児童(2人以上養育しているうち1人以上が義務教育就学前の児童)に児童手当が

7へお問い合わせください。

61年分の所得税について

昭和59年分の所得税について

就学前の児童)に児童手当が

支給されます。

※新しい児童手当制度は18歳

までの児童(2人以上養育して

いる方が必ず62年3月

31日までに婦人児童課又は、

支給されます。

○第3子が昭和62年4月1日

請求手続き

現在で満9歳未満(昭和53年

4月2日以降出生者)

新制度に該当する児童を養

育している方は必ず62年3月

31日までに婦人児童課又は、

支給されます。

○第2子が昭和62年4月1日

請求手続き

現在で満4歳未満(昭和58年

4月2日以降出生者)

新制度に該当する児童を養

育している方は必ず62年3月

31日までに婦人児童課又は、

支給されます。

○父親名義の預金通帳

○厚生年金・国民年金の記号番号のわかるもの(厚生年金年金加入証明願用紙が各出張所にあります)

○印かん

※詳しいことは市役所婦人課

○第2子が昭和62年4月1日

請求手続き

現在で満9歳未満(昭和53年

4月2日以降出生者)

新制度に該当する児童を養

育している方は必ず62年3月

31日までに婦人児童課又は、

支給されます。

○父親名義の預金通帳

○厚生年金・国民年金の記号番号のわかるもの(厚生年金年金加入証明願用紙が各出張所にあります)

○印かん

※詳しいことは市役所婦人課

○第2子が昭和62年4月1日

請求手続き

現在で満4歳未満(昭和58年

4月2日以降出生者)

新制度に該当する児童を養

育している方は必ず62年3月

31日までに婦人児童課又は、

支給されます。

○父親名義の預金通帳

○厚生年金・国民年金の記号番号のわかるもの(厚生年金年金加入証明願用紙が各出張所にあります)

○印かん

※詳しいことは市役所婦人課

○第2子が昭和62年4月1日

請求手続き

現在で満9歳未満(昭和53年

4月2日以降出生者)

新制度に該当する児童を養

育している方は必ず62年3月

31日までに婦人児童課又は、

支給されます。

○父親名義の預金通帳

○厚生年金・国民年金の記号番号のわかるもの(厚生年金年金加入証明願用紙が各出張所にあります)

○印かん

※詳しいことは市役所婦人課

○第2子が昭和62年4月1日

請求手続き

現在で満4歳未満(昭和58年

4月2日以降出生者)

新制度に該当する児童を養

育している方は必ず62年3月

31日までに婦人児童課又は、

支給されます。

○父親名義の預金通帳

○厚生年金・国民年金の記号番号のわかるもの(厚生年金年金加入証明願用紙が各出張所にあります)

○印かん

※詳しいことは市役所婦人課

○第2子が昭和62年4月1日

請求手続き

現在で満9歳未満(昭和53年

4月2日以降出生者)

新制度に該当する児童を養

育している方は必ず62年3月

31日までに婦人児童課又は、

支給されます。

○父親名義の預金通帳

○厚生年金・国民年金の記号番号のわかるもの(厚生年金年金加入証明願用紙が各出張所にあります)

○印かん

※詳しいことは市役所婦人課

○第2子が昭和62年4月1日

請求手続き

現在で満4歳未満(昭和58年

4月2日以降出生者)

新制度に該当する児童を養

育している方は必ず62年3月

31日までに婦人児童課又は、

支給されます。

○父親名義の預金通帳

○厚生年金・国民年金の記号番号のわかるもの(厚生年金年金加入証明願用紙が各出張所にあります)

○印かん

※詳しいことは市役所婦人課

○第2子が昭和62年4月1日

請求手続き

現在で満9歳未満(昭和53年

4月2日以降出生者)

新制度に該当する児童を養

育している方は必ず62年3月

31日までに婦人児童課又は、

支給されます。

○父親名義の預金通帳

○厚生年金・国民年金の記号番号のわかるもの(厚生年金年金加入証明願用紙が各出張所にあります)

○印かん

※詳しいことは市役所婦人課

○第2子が昭和62年4月1日

請求手続き

現在で満4歳未満(昭和58年

4月2日以降出生者)

新制度に該当する児童を養

育している方は必ず62年3月

31日までに婦人児童課又は、

支給されます。

○父親名義の預金通帳

○厚生年金・国民年金の記号番号のわかるもの(厚生年金年金加入証明願用紙が各出張所にあります)

○印かん

※詳しいことは市役所婦人課

○第2子が昭和62年4月1日

請求手続き

現在で満9歳未満(昭和53年

4月2日以降出生者)

新制度に該当する児童を養

育している方は必ず62年3月

31日までに婦人児童課又は、

支給されます。

○父親名義の預金通帳

○厚生年金・国民年金の記号番号のわかるもの(厚生年金年金加入証明願用紙が各出張所にあります)

○印かん

※詳しいことは市役所婦人課

○第2子が昭和62年4月1日

請求手続き

現在で満4歳未満(昭和58年

4月2日以降出生者)

新制度に該当する児童を養

育している方は必ず62年3月

31日までに婦人児童課又は、

支給されます。

○父親名義の預金通帳

○厚生年金・国民年金の記号番号のわかるもの(厚生年金年金加入証明願用紙が各出張所にあります)

○印かん

※詳しいことは市役所婦人課

○第2子が昭和62年4月1日

請求手続き

現在で満9歳未満(昭和53年

4月2日以降出生者)

新制度に該当する児童を養

育している方は必ず62年3月

31日までに婦人児童課又は、

支給されます。

○父親名義の預金通帳

○厚生年金・国民年金の記号番号のわかるもの(厚生年金年金加入証明願用紙が各出張所にあります)

○印かん

※詳しいことは市役所婦人課

○第2子が昭和62年4月1日

請求手続き

現在で満4歳未満(昭和58年

4月2日以降出生者)

新制度に該当する児童を養

育している方は必ず62年3月

31日までに婦人児童課又は、

支給されます。

○父親名義の預金通帳

○厚生年金・国民年金の記号番号のわかるもの(厚生年金年金加入証明願用紙が各出張所にあります)

○印かん

※詳しいことは市役所婦人課

○第2子が昭和62年4月1日

請求手続き

現在で満9歳未満(昭和53年

4月2日以降出生者)

新制度に該当する児童を養

育している方は必ず62年3月

31日までに婦人児童課又は、

支給されます。

○父親名義の預金通帳

○厚生年金・国民年金の記号番号のわかるもの(厚生年金年金加入証明願用紙が各出張所にあります)

○印かん

※詳しいことは市役所婦人課

○第2子が昭和62年4月1日

請求手続き

現在で満4歳未満(昭和58年

4月2日以降出生者)

新制度に該当する児童を養

育している方は必ず62年3月

31日までに婦人児童課又は、

支給されます。

○父親名義の預金通帳

○厚生年金・国民年金の記号番号のわかるもの(厚生年金年金加入証明願用紙が各出張所にあります)

○印かん

※詳しいことは市役所婦人課

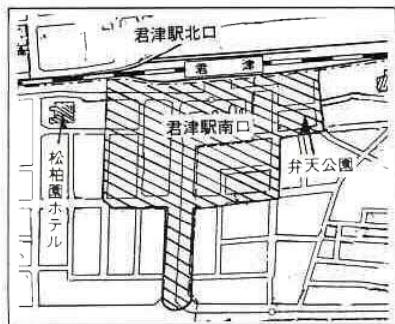
○第2子が昭和6

## 君津駅を利用する皆さんへ

3月1日から君津駅南口周辺が駐車禁止区域に指定され、自動車、バイクの放置や、自転車の路上駐車が全面的にできなくなります。放置自転車はたちに撤去されます。バイクと自動車は道路交通法違反となり反則金と減点の対象となります。

自転車とバイクの利用者はお近くの自転車駐輪場を利用しましょう。

詳しくは君津市役所交通安全対策室 ☎ 0439-156-11225へお問い合わせ



## 新春スボーツ大会の結果

(敬称略)

### 新春バドミントン大会

社会体育館

(190名参加)

小学男子 || 1位 大貫小体育館  
(竹岡小) 2位 浅倉雅弘  
(佐貫小) 3位 八馬

一般男子 || 1位 竹岡小  
(佐貫小) 2位 三堀聰  
(佐貫小) 3位 八馬

一般女子 || 1位 竹岡小  
(佐貫小) 2位 渡辺陽子  
(佐貫小) 3位 上

高校女子 (5K) — 江尻知恵

一般男子 (10K) — 町野孝司  
(天羽高) 21分12秒

高校男子 (10K) — 大胡満慎  
(市立船橋高) 31分18秒

高校女子 (5K) — 江尻知恵

一般男子 (10K) — 平野  
(天羽高) 21分28秒

高校男子 (10K) — 大胡満慎  
(市立船橋高) 31分18秒

高校女子 (5K) — 江尻知恵

一般男子 (10K) — 町野孝司  
(天羽高) 21分12秒

高校男子 (10K) — 大胡満慎  
(市立船橋高) 31分18秒

高校女子 (5K) — 江尻知恵

一般男子 (10K) — 町野孝司  
(天羽高) 21分12秒

高校男子 (10K) — 大胡満慎  
(市立船橋高) 31分18秒

高校女子 (5K) — 江尻知恵

一般男子 (10K) — 町野孝司  
(天羽高) 21分12秒

高校男子 (10K) — 大胡満慎  
(市立船橋高) 31分18秒

高校女子 (5K) — 江尻知恵

一般男子 (10K) — 町野孝司  
(天羽高) 21分12秒

高校男子 (10K) — 大胡満慎  
(市立船橋高) 31分18秒

高校女子 (5K) — 江尻知恵

一般男子 (10K) — 町野孝司  
(天羽高) 21分12秒

高校男子 (10K) — 大胡満慎  
(市立船橋高) 31分18秒

高校女子 (5K) — 江尻知恵

一般男子 (10K) — 町野孝司  
(天羽高) 21分12秒

高校男子 (10K) — 大胡満慎  
(市立船橋高) 31分18秒

高校女子 (5K) — 江尻知恵

一般男子 (10K) — 町野孝司  
(天羽高) 21分12秒

高校男子 (10K) — 大胡満慎  
(市立船橋高) 31分18秒

## 固定資産税台帳の総覧

○ 総覧の日時：3月20日(日曜日)を除く執務時間内

○ 総覧の場所：財政部課税課

江 (大貫中) 3位 三  
平正美 (佐貫中) 高梨  
高校男子 (10K) — 大胡満慎  
(市立船橋高) 31分18秒

美奈代 (佐貫中) 3位 鈴木

高校女子 (5K) — 江尻知恵

千種新田 (佐貫中) 3位 鈴木

(2月分)	
▽人権行政相談	10時～15時
4・5日 富津出張所	9時～11時30分
▽結婚相談	10時～15時
10日 中央公民館	(特設)
11日 市民会館	9時～11時30分
12日 市立船橋高	31分18秒
13日 富津出張所	9時～11時30分
14日 市民会館	9時～11時30分
15日 池田るい子	9時～11時30分
16日 市民会館	9時～11時30分
17日 藤平潔	9時～11時30分
18日 三田みづ	9時～11時30分
19日 市民会館	9時～11時30分
20日 市民会館	9時～11時30分
21日 大佐和出張所	9時～11時30分
22日 市民会館	9時～11時30分
23日 市民会館	9時～11時30分
24日 市民会館	9時～11時30分
25日 市民会館	9時～11時30分
26日 市役所本庁	9時～11時30分
27日 市民会館	9時～11時30分
28日 市民会館	9時～11時30分
29日 市民会館	9時～11時30分
30日 市民会館	9時～11時30分
31日 市民会館	9時～11時30分
32日 市民会館	9時～11時30分
33日 市民会館	9時～11時30分
34日 市民会館	9時～11時30分
35日 市民会館	9時～11時30分
36日 市民会館	9時～11時30分
37日 市民会館	9時～11時30分
38日 市民会館	9時～11時30分
39日 市民会館	9時～11時30分
40日 市民会館	9時～11時30分
41日 市民会館	9時～11時30分
42日 市民会館	9時～11時30分
43日 市民会館	9時～11時30分
44日 市民会館	9時～11時30分
45日 市民会館	9時～11時30分
46日 市民会館	9時～11時30分
47日 市民会館	9時～11時30分
48日 市民会館	9時～11時30分
49日 市民会館	9時～11時30分
50日 市民会館	9時～11時30分
51日 市民会館	9時～11時30分
52日 市民会館	9時～11時30分
53日 市民会館	9時～11時30分
54日 市民会館	9時～11時30分
55日 市民会館	9時～11時30分
56日 市民会館	9時～11時30分
57日 市民会館	9時～11時30分
58日 市民会館	9時～11時30分
59日 市民会館	9時～11時30分
60日 市民会館	9時～11時30分
61日 市民会館	9時～11時30分
62日 市民会館	9時～11時30分
63日 市民会館	9時～11時30分
64日 市民会館	9時～11時30分
65日 市民会館	9時～11時30分
66日 市民会館	9時～11時30分
67日 市民会館	9時～11時30分
68日 市民会館	9時～11時30分
69日 市民会館	9時～11時30分
70日 市民会館	9時～11時30分
71日 市民会館	9時～11時30分
72日 市民会館	9時～11時30分
73日 市民会館	9時～11時30分
74日 市民会館	9時～11時30分
75日 市民会館	9時～11時30分
76日 市民会館	9時～11時30分
77日 市民会館	9時～11時30分
78日 市民会館	9時～11時30分
79日 市民会館	9時～11時30分
80日 市民会館	9時～11時30分
81日 市民会館	9時～11時30分
82日 市民会館	9時～11時30分
83日 市民会館	9時～11時30分
84日 市民会館	9時～11時30分
85日 市民会館	9時～11時30分
86日 市民会館	9時～11時30分
87日 市民会館	9時～11時30分
88日 市民会館	9時～11時30分
89日 市民会館	9時～11時30分
90日 市民会館	9時～11時30分
91日 市民会館	9時～11時30分
92日 市民会館	9時～11時30分
93日 市民会館	9時～11時30分
94日 市民会館	9時～11時30分
95日 市民会館	9時～11時30分
96日 市民会館	9時～11時30分
97日 市民会館	9時～11時30分
98日 市民会館	9時～11時30分
99日 市民会館	9時～11時30分
100日 市民会館	9時～11時30分
101日 市民会館	9時～11時30分
102日 市民会館	9時～11時30分
103日 市民会館	9時～11時30分
104日 市民会館	9時～11時30分
105日 市民会館	9時～11時30分
106日 市民会館	9時～11時30分
107日 市民会館	9時～11時30分
108日 市民会館	9時～11時30分
109日 市民会館	9時～11時30分
110日 市民会館	9時～11時30分
111日 市民会館	9時～11時30分
112日 市民会館	9時～11時30分
113日 市民会館	9時～11時30分
114日 市民会館	9時～11時30分
115日 市民会館	9時～11時30分
116日 市民会館	9時～11時30分
117日 市民会館	9時～11時30分
118日 市民会館	9時～11時30分
119日 市民会館	9時～11時30分
120日 市民会館	9時～11時30分
121日 市民会館	9時～11時30分
122日 市民会館	9時～11時30分
123日 市民会館	9時～11時30分
124日 市民会館	9時～11時30分
125日 市民会館	9時～11時30分
126日 市民会館	9時～11時30分
127日 市民会館	9時～11時30分
128日 市民会館	9時～11時30分
129日 市民会館	9時～11時30分
130日 市民会館	9時～11時30分
131日 市民会館	9時～11時30分
132日 市民会館	9時～11時30分
133日 市民会館	9時～11時30分
134日 市民会館	9時～11時30分
135日 市民会館	9時～11時30分
136日 市民会館	9時～11時30分
137日 市民会館	9時～11時30分
138日 市民会館	9時～11時30分
139日 市民会館	9時～11時30分
140日 市民会館	9時～11時30分
141日 市民会館	9時～11時30分
142日 市民会館	9時～11時30分
143日 市民会館	9時～11時30分
144日 市民会館	9時～11時30分
145日 市民会館	9時～11時30分
146日 市民会館	9時～11時30分
147日 市民会館	9時～11時30分
148日 市民会館	9時～11時30分
149日 市民会館	9時～11時30分
150日 市民会館	9時～11時30分
151日 市民会館	9時～11時30分
152日 市民会館	9時～11時30分
153日 市民会館	9時～11時30分
154日 市民会館	9時～11時30分
155日 市民会館	9時～11時30分
156日 市民会館	9時～11時30分
157日 市民会館	9時～11時30分
158日 市民会館	9時～11時30分
159日 市民会館	9時～11時30分
160日 市民会館	9時～11時30分
161日 市民会館	9時～11時30分
162日 市民会館	9時～11時30分
163日 市民会館	9時～11時30分
164日 市民会館	9時～11時30分
165日 市民会館	9時～11時30分
166日 市民会館	9時～11時30分
167日 市民会館	9時～11時30分
168日 市民会館	9時～11時30分
169日 市民会館	9時～11時30分
170日 市民会館	9時～11時30分
171日 市民会館	9時～11時30分
172日 市民会館	9時～11時30分
173日 市民会館	9時～11時30分
174日 市民会館	9時～11時30分
175日 市民会館	9時～11時30分
176日 市民会館	9時～11時30分
177日 市民会館	9時～11時30分
178日 市民会館	9時～11時30分
179日 市民会館	9時～11時30分
180日 市民会館	9時～11時30分
181日 市民会館	9時～11時30分
182日 市民会館	9時～11時30分
183日 市民会館	9時～11時30分
184日 市民会館	9時～11時30分
185日 市民会館	9時～11時30分
186日 市民会館	9時～11時30分
187日 市民会館	9時～1





# 水道だより

発行 富津市水道部 千葉県富津市亀田218 電話0439-66-1111 第8号

## 水道メモ

(昭和62年1月1日現在)

行政人口 56,405人

給水人口 51,556人

普及率 91.4%

昭和62年2月6日発行

日ごろ、水道事業につきましてはご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、1月14日水道部において通水式が行われた天羽地区送水施設について、ご案内申し上げます。

天羽地区の水道は、昭和四十六年に岩坂地先に漆川表流水を水源とし、処理能力日量三、四四〇立方メートルの浄水場を建設し、既設の地下水を水源とする犬吠配水系日量五〇〇立方メートルと併せて一日最大給水量三、九四〇立方メートルを供給している状況であります。

近年同地区の水需要は増加し、生活用水の不足が生ずる一方水源である漆川表流水は、地域環境の多様化に伴い水量および水質も変化し、水道用水としての安定性が欠けてきている状況と併せて岩坂浄水場の諸施設の老朽化が進んでおります。これらを解消するため、第三次拡張事業計画に基づき昭和五十七年度から五ヵ年継続事業としての送水施設を建設しました。昭和六十二年四月から君津広域水道企業団水日量四、〇〇〇立方メートルを亀田送水ポンプ場より同地区的岩坂配水池に送水し、既設の犬吠配水系と併せて給水人口一三、〇〇〇人に一日最大給水量四、五〇〇立方メートルをもつて安定供給を図るものであります。また拡張工事に伴い、今後の水需要に対応した配水管の増強、老朽管の改良、行き止まり管の解消等の管網整備も併せて実施してまいりました。

この天羽地区送水施設完成により、昭和六十二年三月まで暫定送水を実施中であります。なお、今後も一層安定した生活用水の供給ができますよう、万全をつくして水道事業の運営にあたつてまいりますので、皆さんの深い理解とご協力を切にお願い申し上げます。

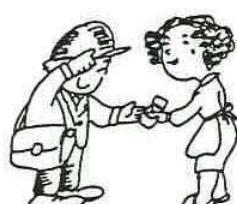
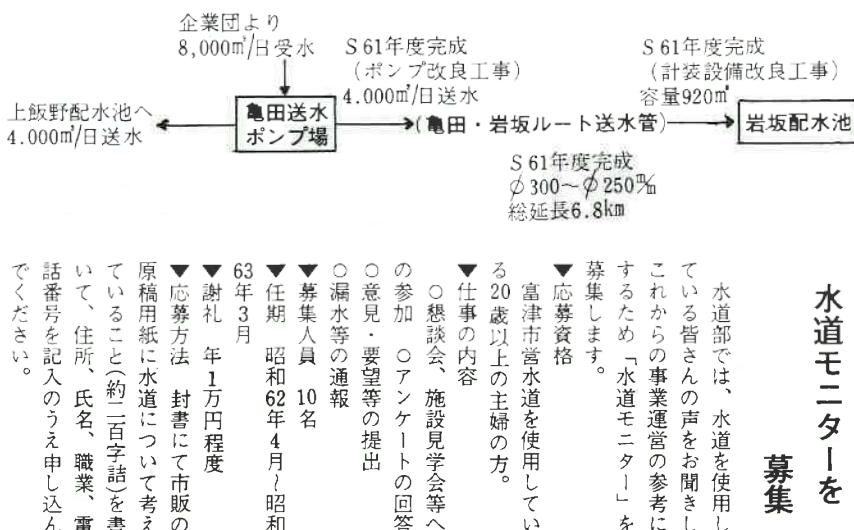
富津市水道事業管理者  
堀切道夫

## 天羽地区送水施設の 完成にあたり



天羽地区送水施設通水式で送水ポンプの作動を行う黒坂市長と三枝市議会議長

### 天羽地区送水管ルート



検針業務の民間委託および料金の納入期限の変更

### 水道モニターを募集

水道部では、水道を使用している皆さんのお聞きして、これらの事業運営の参考にするため「水道モニター」を募集します。

富津市営水道を使用している20歳以上の主婦の方。

○懇談会、施設見学会等への参加  
○アンケートの回答  
○意見・要望等の提出  
○漏水等の通報

▼募集期間 昭和62年3月16日

▼申込みおよび問い合わせ先 富津市水道部業務課  
TEL (66)-1111

